

おみせのマスター

(事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」事業所限定方式)

※このおみせのマスターにご加入いただく場合は、ワイドプラン・エコノミープラン・[オプション]休業補償にご加入いただくことはできませんのでご注意ください。

【被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲】

物損害ユニット…貴店、休業ユニット…貴店

賠償ユニット…①貴店、②貴店の役員・使用人、③貴店の下請負人、④貴店の下請負人の役員、使用人

※②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。また、使用人にはアルバイトを含みます。

標準営業約款

「Sマーク」対応！



物損害ユニット

事業所限定方式

保険金額
1,000万円

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はP15をご覧ください。

●貴店所有の業務用の動産をまとめて補償!!

●保険金のお支払いは再調達価額基準でお支払い!!

損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額を基準としてお支払いします。ただし、保険の対象が商品・製品等*2または貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価（損害が発生した地および時における保険の対象の価額）が基準となります。

●業務用の現金の盗難についても1事故につき100万円まで補償!!

保険の対象

貴店所有の設備・什器等*1や商品・製品等*2が下記の場所（状態）にある場合に保険の対象となります。

対象敷地内*3		輸送中	一時持ち出し中	対象敷地内に設置されている 自動販売機、看板
店舗建物内	野積み			

*1 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。（以下同じです。）

*2 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。（以下同じです。）

*3 指定した店舗が所在する敷地内をいいます。（以下同じです。）

補償内容

※対象物件の種類・場所（上記「保険の対象」ご参照）によって補償対象となる事故種類が異なります。詳しくはP15をご覧ください。

① 火災、落雷、破裂・爆発

② 風災・雹災・雪災

③ 建物の外部からの物体の衝突、飛来など

④ 給排水設備に生じた事故による水濡れなど

⑤ 騒擾、労働争議など

⑥ 盗難

⑦ 水災

⑧ 電気的事故・機械的事故

⑨ その他不測かつ突発的な事故

⑩ 業務用現金などの盗難（1事故につき100万円限度）

【事故例】

○事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

○給水管が破損し、商品が水濡れした。

○大雨による洪水で事務所が水浸しとなった。

○事務所の金庫に保管していた現金が盗まれた。
（1事故につき100万円限度）



※⑦から⑨までの損害については自己負担額（1万円）を差し引いてお支払いします。

休業ユニット

事業所限定方式

保険金額
1,000万円
〔復旧期間12か月限度〕

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はP16をご覧ください。

●貴店所有の設備・什器等や商品・製品等が損害を受けた結果、貴店の営業が休止、阻害されたために生じる損失を補償!!

●事故後の復旧期間内に営業を継続するために必要となる代替の設備、什器などの賃貸費用などを補償!!

●食中毒や特定感染症による損失を補償!!

対象物件

下記A～Fの対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

A	ご契約いただく事業所の設備・什器等や商品・製品等	D	対象敷地内*に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
B	指定した事業所	E	対象敷地内*へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
C	対象敷地内*にあるA以外の財物	F	事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物

* 指定した事務所が所在する敷地内をいいます。

補償内容

※対象物件の種類・場所（前記「対象物件」ご参照）によって補償対象となる事故種類が異なります。詳しくはP16をご覧ください。

①対象物件に損害が発生した結果生じた休業損失など

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災・雪災
- 建物の外部からの物体の衝突、飛来など
- 給排水設備に生じた事故による水濡れなど
- 盗難
- 水災
- 電気的事故・機械的事故
- その他不測かつ突発的な事故

【事故例】

○事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

○お店に車が突っ込みこわれた。

○大雨による洪水で事務所が水浸しとなった。



②次の事由が発生した結果生じた休業損失など

提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。



事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。



■年間保険料表

○直近会計年度の年間売上高（消費税込み）を基準にご加入ください。

○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。

（保険期間：1年、一括払）

年間売上高 ※消費税を含みます。	年間保険料		
	(イ)レストラン、食堂、 居酒屋、喫茶店	(ロ)仕出、弁当、給食、 惣菜小売	(ハ)スナック、バー、 キャバレー
200万円未満	21,790円	17,310円	33,290円
200万円以上 300万円未満	24,070円	20,040円	39,160円
300万円以上 400万円未満	26,350円	22,740円	45,050円
400万円以上 500万円未満	28,640円	25,470円	50,920円
500万円以上 600万円未満	30,930円	28,200円	56,790円
600万円以上 700万円未満	33,200円	30,950円	62,650円
700万円以上 800万円未満	35,480円	33,670円	68,520円
800万円以上 900万円未満	37,740円	36,410円	74,410円
900万円以上 1,000万円未満	40,040円	39,100円	80,260円
1,000万円以上 1,100万円未満	42,300円	41,850円	86,130円
1,100万円以上 1,200万円未満	44,520円	44,520円	91,880円
1,200万円以上 1,300万円未満	46,760円	47,200円	97,600円
1,300万円以上 1,400万円未満	48,980円	49,880円	103,370円
1,400万円以上 1,500万円未満	51,180円	52,520円	109,090円
1,500万円以上 1,600万円未満	53,390円	55,210円	114,820円
1,600万円以上 1,700万円未満	55,600円	57,890円	120,550円
1,700万円以上 1,800万円未満	57,810円	60,560円	126,290円
1,800万円以上 1,900万円未満	60,020円	63,250円	132,050円
1,900万円以上 2,000万円未満	62,230円	65,930円	137,780円
2,000万円以上 2,100万円未満	64,480円	68,570円	143,510円
2,100万円以上 2,200万円未満	66,690円	71,260円	149,240円
2,200万円以上 2,300万円未満	68,900円	73,930円	154,970円
2,300万円以上 2,400万円未満	71,120円	76,620円	160,730円
2,400万円以上 2,500万円未満	73,330円	79,290円	166,460円
2,500万円以上 2,600万円未満	75,540円	81,930円	172,200円
2,600万円以上 2,700万円未満	77,750円	84,630円	177,920円
2,700万円以上 2,800万円未満	80,000円	87,300円	183,660円
2,800万円以上 2,900万円未満	82,210円	89,980円	189,420円
2,900万円以上 3,000万円未満	84,410円	92,650円	195,140円
3,000万円以上 3,100万円未満	86,640円	95,350円	200,870円
3,100万円以上 3,200万円未満	88,840円	97,990円	206,620円
3,200万円以上 3,300万円未満	91,060円	100,670円	212,340円
3,300万円以上 3,400万円未満	93,260円	103,350円	218,110円
3,400万円以上 3,500万円未満	95,490円	106,030円	223,830円
3,500万円以上 3,600万円未満	97,720円	108,710円	229,560円
3,600万円以上 3,700万円未満	99,940円	111,350円	235,290円
3,700万円以上 3,800万円未満	102,150円	114,030円	241,030円
3,800万円以上 3,900万円未満	104,370円	116,720円	246,790円
3,900万円以上 4,000万円未満	106,570円	119,390円	252,520円
4,000万円以上 4,100万円未満	108,780円	122,070円	258,250円
4,100万円以上 4,200万円未満	110,990円	124,760円	263,970円
4,200万円以上 4,300万円未満	113,200円	127,400円	269,710円
4,300万円以上 4,400万円未満	115,440円	130,090円	275,470円
4,400万円以上 4,500万円未満	117,660円	132,760円	281,190円
4,500万円以上 4,600万円未満	119,870円	135,440円	286,930円
4,600万円以上 4,700万円未満	122,080円	138,120円	292,670円
4,700万円以上 4,800万円未満	124,290円	140,760円	298,420円
4,800万円以上 4,900万円未満	126,510円	143,450円	304,160円
4,900万円以上 5,000万円未満	128,720円	146,120円	309,880円

《保険料例》

業 種：レストラン
売上高：3,550万円の場合

○売上高は『3,500万円以上 3,600万円未満』になります。
○よって、年間保険料は『97,720円』となります。

■年間保険料表（続き）

○直近会計年度の年間売上高（消費税込み）を基準にご加入ください。

○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。

（保険期間：1年、一括払）

年間売上高 ※消費税を含みます。	年間保険料		
	(イ) レストラン、食堂、 居酒屋、喫茶店	(ロ) 仕出、弁当、給食、 惣菜小売	(ハ) スナック、バー、 キャバレー
5,000万円以上 5,100万円未満	130,960円	148,800円	315,610円
5,100万円以上 5,200万円未満	133,110円	151,440円	321,210円
5,200万円以上 5,300万円未満	135,260円	154,070円	326,850円
5,300万円以上 5,400万円未満	137,420円	156,670円	332,440円
5,400万円以上 5,500万円未満	139,550円	159,300円	338,030円
5,500万円以上 5,600万円未満	141,720円	161,930円	343,630円
5,600万円以上 5,700万円未満	143,850円	164,570円	349,220円
5,700万円以上 5,800万円未満	146,010円	167,190円	354,850円
5,800万円以上 5,900万円未満	148,190円	169,780円	360,460円
5,900万円以上 6,000万円未満	150,340円	172,430円	366,040円
6,000万円以上 6,100万円未満	152,480円	175,050円	371,640円
6,100万円以上 6,200万円未満	154,640円	177,690円	377,240円
6,200万円以上 6,300万円未満	156,780円	180,300円	382,870円
6,300万円以上 6,400万円未満	158,940円	182,950円	388,470円
6,400万円以上 6,500万円未満	161,070円	185,550円	394,060円
6,500万円以上 6,600万円未満	163,220円	188,180円	399,660円
6,600万円以上 6,700万円未満	165,410円	190,800円	405,260円
6,700万円以上 6,800万円未満	167,550円	193,440円	410,890円
6,800万円以上 6,900万円未満	169,700円	196,070円	416,480円
6,900万円以上 7,000万円未満	171,850円	198,660円	422,070円
7,000万円以上 7,100万円未満	174,000円	201,290円	427,670円
7,100万円以上 7,200万円未満	176,150円	203,930円	433,260円
7,200万円以上 7,300万円未満	178,290円	206,560円	438,900円
7,300万円以上 7,400万円未満	180,480円	209,180円	444,500円
7,400万円以上 7,500万円未満	182,630円	211,790円	450,080円
7,500万円以上 7,600万円未満	184,770円	214,420円	455,680円
7,600万円以上 7,700万円未満	186,930円	217,060円	461,280円
7,700万円以上 7,800万円未満	189,070円	219,670円	466,900円
7,800万円以上 7,900万円未満	191,220円	222,310円	472,500円
7,900万円以上 8,000万円未満	193,370円	224,950円	478,100円
8,000万円以上 8,100万円未満	195,530円	227,540円	483,690円
8,100万円以上 8,200万円未満	197,700円	230,170円	489,290円
8,200万円以上 8,300万円未満	199,860円	232,790円	494,920円
8,300万円以上 8,400万円未満	202,000円	235,440円	500,520円
8,400万円以上 8,500万円未満	204,160円	238,070円	506,110円
8,500万円以上 8,600万円未満	206,290円	240,660円	511,700円
8,600万円以上 8,700万円未満	208,450円	243,290円	517,310円
8,700万円以上 8,800万円未満	210,600円	245,930円	522,940円
8,800万円以上 8,900万円未満	212,750円	248,560円	528,530円
8,900万円以上 9,000万円未満	217,080円	253,810円	539,720円
9,000万円以上 9,100万円未満	219,220円	256,420円	545,310円
9,100万円以上 9,200万円未満	221,370円	259,040円	550,950円
9,200万円以上 9,300万円未満	223,510円	261,670円	556,550円
9,300万円以上 9,400万円未満	225,670円	264,310円	562,130円
9,400万円以上 9,500万円未満	227,820円	266,940円	567,730円
9,500万円以上 9,600万円未満	229,990円	269,540円	573,330円
9,600万円以上 9,700万円未満	232,150円	272,160円	578,950円
9,700万円以上 9,800万円未満	234,290円	274,800円	584,550円
9,800万円以上 9,900万円未満	236,440円	277,440円	590,150円
9,900万円以上 1億円未満	238,590円	280,060円	595,740円

※年間売上高 1 億円以上の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。（売上高 2 億円を超える場合は加入できません）

※上記保険料は制度運営費の対象外です。

物損害ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合												
①損害保険金	日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○」印がある偶然な事故により保険の対象（設備・什器等や商品・製品等）に損害（注1）が生じた場合に、再調達価額（注2）を基準にお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか、低い額をお支払いします。（注3） （注1） 保険契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。 （注2） 損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額をいいます。 （注3） 保険の対象が商品・製品等または貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画・骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価*が基準となります。 * 損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。（お支払いする損害保険金の額は、1事故につき1,000万円が限度となります。）	＜設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由＞ ● 保険契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害 ● 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質などによる損害 ● 対象敷地内以外の場所に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 ● 自動販売機、両替機などに収容されている商品に生じた盗難による損害。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。 ● ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害 ● 日本国外で発生した事故 など ＜設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電氣的・機械的の事故に適用される固有の事由＞ ● 保険の対象の瑕疵、自然消耗、劣化、ボイラスケール、錆、黴、キャビテーション、ねずみ食い、虫食いなどによる損害 ● 差押え、微発、没収、破壊など国または公共団体の公権力によって生じた損害 ● 製造中または加工中の損害 ● 保険の対象のうち、管球類のみに生じた損害 ● 汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ● 詐欺、横領、置忘れ、紛失など ● 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている商品が規定量以上に出ることによって生じた損害 ● 楽器に生じた次の損害 a. 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損 b. 音色・音質の変化 ● 保険の対象が液体・粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害 ● 亀裂その他の瑕疵があったガラスに生じた損害および取付上の瑕疵によって取付けた日からその日を合せて7日以内に生じたガラスの損害 ● 保険契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意による損害 ● 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害 ● 発酵、自然発熱の損害 ● 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入 ● カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など ＜商品・製品等に適用される固有の事由＞ ● 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じる損害 ● 万引きによって生じた損害 ● 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害 ● 受渡しの過誤などによる損害 ● 電力の停止または異常な供給による損害 など ＜手形・小切手の盗難に適用される固有の事由＞ ● 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次の措置をただちに取らなかった場合 a. 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生のお知らせを行い、支払いの停止を依頼すること。 b. 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権判決の申し立てをすること。 c. 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること。 d. その他損保ジャパンの要求した手続きを行うこと。 ● 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害 など												
②物損害事故付随費用保険金	<table><tr><th>費用保険金</th><th>内容</th></tr><tr><td>残存物取片づけ費用</td><td>残存物の取づけに必要な取りこわし費用など</td></tr><tr><td>修理付帯費用</td><td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td></tr><tr><td>法令変更対応費用</td><td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td></tr><tr><td>エコ対策費用</td><td>復旧にあたり環境に資する製品（注4）に買い換える場合などの追加費用</td></tr><tr><td>屋上緑化費用</td><td>保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用</td></tr></table> （注4） エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品（注4）に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用	
費用保険金	内容													
残存物取片づけ費用	残存物の取づけに必要な取りこわし費用など													
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など													
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用													
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品（注4）に買い換える場合などの追加費用													
屋上緑化費用	保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用													
③通貨等盗難損害保険金	対象施設内に収容中または一時持出中の状態にある業務用現金（注5）・手形・小切手など、または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度にお支払いします。 （注5） 対象敷地内に設置された自動販売機内収容を含みます。													

【補償内容】

◎：お支払いします。自己負担額はありませぬ。 ○：自己負担額（1万円）を控除してお支払いします。 ×：お支払いできません。

No.	事故の種類	対象敷地内		輸送中・一時持ち出し中・対象敷地内の看板および自動販売機
		対象建物内	左記以外（野積みなど）	
①	火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎
②	風災・雹災・雪災	設備・什器等	◎	◎
		商品・製品等	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎
⑤	騒擾、労働争議など	◎	◎	◎
⑥	盗難	◎	×	◎
⑦	水災	設備・什器等	×	○
		商品・製品等	×	×
⑧	電氣的事故、機械的の事故	○	×	○
⑨	その他不測かつ突発的な事故	○	×	○

【ご注意】 保険の対象にならない物

次の物は保険の対象となりませぬ。

●建物 ●自動車 ●原動機付自転車（注6） ●船舶 ●航空機 ●動物・植物（注7） ●貴金属・宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など

※建物には火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

（注6） 対象敷地内で記名被保険者が保管する原動機付自転車は保険の対象物件に含まれます。

（注7） 動植物は商品・製品等である場合には保険の対象に含まれます。

休業ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
①休業損失保険金	日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴店の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。 (ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。) てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用(注1)の合計額から復旧期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします。(注2) お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につき1,000万円が限度となります。 (注1) 標準売上高※1に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内※2に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。 ※1 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。 ※2 保険金支払の対象となる期間で、特に定めのない場合、事故が発生した時に始まり、ただし、12か月を限度とします。 (注2) 保険金のお支払対象となるてん補期間は、いかなる場合も12か月までとなります。	<共通の事由> ●保険契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反 ●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故 ●復旧・営業の継続に対する妨害 ●差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ●供給者などの倒産 ●自動販売機、両替機などの機械に収容されている商品に生じた盗難 - ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。 ●対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 など <対象物件に生じた次の損害による損失など> ●次の財物に生じた風災・雹災・雪災の事故により生じた損害 a. ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等 b. 建築中の屋外設備・装置 c. 棧橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置 <設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電氣的、機械的事故に適用される固有の事由> ●対象物件の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、徴、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い ●製造中、加工中の損害 ●管球類のみに生じた損害 ●汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●対象物件の置忘れ、紛失 ●自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている商品が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害 ●対象物件である楽器に生じた次の損害 a. 絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損 b. 音色または音質の変化 ●対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害 ●ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意によって生じた損害 ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害 ●発酵または自然発熱の損害 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 ●テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など <対象物件である商品・製品等に生じた次の損害による損失など> ●冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害 ●万引きによって生じた損害 ●検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害 ●対象物件の受け渡しの過誤などによる損害 ●電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害 など <次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水> ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動 ●屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み ●保険契約者、記名被保険者の従業員の故意 ●修理、清掃などの作業上の作業の過失・技術の拙劣 ●次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断 ●ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ●賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断 ●労働争議 ●脅迫行為 ●水源の汚染、濁水または水不足 <上記以外の理由> ●脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症(注4)の発生 など (注4) 次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルグ病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群(SARS)、⑫鳥インフルエンザ(H5N1型に限る)、⑬コレラ、⑭細菌性赤痢、⑮腸管出血性大腸菌感染症、⑯腸チフス、⑰パラチフス
②営業継続費用保険金	補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。(注3) (注3) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。	

【補償内容】

①次の事故により損害を受けた結果生じた休業損失など

◎: 事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。 ○: 事故発生日の翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。) ×: お支払いできません。

事故の種類	貴店所有の設備・什器等や商品・製品等 (P. 11【対象物件】A)			建物、アーケードなど P. 11【対象物件】B～F に掲げる財物
	対象敷地内 対象建物内	左記以外(野積みなど)	輸送中・一時持ち出し中	
火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎	◎
風災・雹災・雪災	○	○*	○*	○
建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎	◎
給排水設備に生じた事故による水漏れなど	◎	◎	◎	◎
騒擾、労働争議など	◎	◎	◎	◎
盗難	◎	×	◎	◎
水災	○	×	○*	○
電氣的事故、機械的事故	○	×	○	○
その他不測かつ突発的な事故	○	×	○	○

* 商品・製品等についてはお支払いできません。

②次の事由が発生した結果生じた休業損失など

○: 事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

△: 事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。

対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○
対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○
不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○
不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○
対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(ただし、保健所に届出のあったものにかぎります。)	△
対象施設における「O-157」「SARS」などの特定感染症(注4)の発生(ただし、保健所に届出のあったものにかぎります。)	△
対象施設が食中毒・特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合の保健所などによる消毒などの措置	△

【ご注意】対象物件にならない物

●自動車 ●原動機付自転車(注5) ●船舶 ●航空機 ●動物・植物(注6) ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など
(注5) 対象敷地内で記名被保険者が保管する原動機付自転車は対象物件に含まれます。(注6) 動植物は商品・製品等である場合には対象物件に含まれます。

賠償ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容																								
①損害賠償金	日本国内で発生した貴店の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴店の業務上の行為（注1）により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金は、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額1億円を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。																								
	<table><tr><th colspan="2">損害の種類</th><th>お支払限度額</th></tr><tr><td colspan="2">身体 の 傷 害</td><td rowspan="3">保険期間を通じて 1億円限度</td></tr><tr><td colspan="2">人格権侵害・宣伝障害</td></tr><tr><td rowspan="5">財物 の 損 壊</td><td>財物の損傷等およびその結果発生する使用不能</td><td rowspan="3">1事故1,000万円限度</td></tr><tr><td>損傷等の発生していない財物の使用不能</td></tr><tr><td>製造物自体・作業の結果自体の損壊</td></tr><tr><td rowspan="2">受託物</td><td>損傷等、紛失、盗取、詐欺</td><td>1事故500万円または時価のいずれか低い額限度</td></tr><tr><td>損傷等、紛失、盗取、詐欺の結果発生する使用不能</td><td>1事故100万円限度</td></tr><tr><td rowspan="2">受託不動産</td><td>損傷等</td><td>1事故5,000万円または時価のいずれか低い額限度</td></tr><tr><td>損傷等の結果発生する使用不能</td><td>1事故100万円限度</td></tr></table>		損害の種類		お支払限度額	身体 の 傷 害		保険期間を通じて 1億円限度	人格権侵害・宣伝障害		財物 の 損 壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能	1事故1,000万円限度	損傷等の発生していない財物の使用不能	製造物自体・作業の結果自体の損壊	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐欺	1事故500万円または時価のいずれか低い額限度	損傷等、紛失、盗取、詐欺の結果発生する使用不能	1事故100万円限度	受託不動産	損傷等	1事故5,000万円または時価のいずれか低い額限度	損傷等の結果発生する使用不能	1事故100万円限度
	損害の種類		お支払限度額																						
	身体 の 傷 害		保険期間を通じて 1億円限度																						
	人格権侵害・宣伝障害																								
	財物 の 損 壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能		1事故1,000万円限度																					
		損傷等の発生していない財物の使用不能																							
		製造物自体・作業の結果自体の損壊																							
		受託物	損傷等、紛失、盗取、詐欺	1事故500万円または時価のいずれか低い額限度																					
			損傷等、紛失、盗取、詐欺の結果発生する使用不能	1事故100万円限度																					
受託不動産	損傷等	1事故5,000万円または時価のいずれか低い額限度																							
	損傷等の結果発生する使用不能	1事故100万円限度																							
（注1）お申込時にご指定された事業所における業務上の行為となります。																									
【ご注意】被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパンの承認なしに示談された場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。																									
<table><tr><th>損害の種類</th><th>ご説明</th></tr><tr><td>損傷等</td><td>滅失、損傷または汚損をいいます。</td></tr><tr><td>身体 の 障 害</td><td>人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。</td></tr><tr><td>財物 の 損 壊</td><td>●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐欺、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。</td></tr><tr><td>施設・業務遂行危険</td><td>施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体 の 障 害および財物 の 損 壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※お申込時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務</td></tr><tr><td>製造物・完成作業危険</td><td>製造物および作業の結果※に起因するすべての身体 の 障 害および財物 の 損 壊をいいます。 ※お申込時にご指定された製造物および作業の結果</td></tr><tr><td>受託物危険</td><td>受託物※に発生したすべての財物 の 損 壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所の業務にかかる受託物</td></tr><tr><td>受託不動産危険</td><td>貴店が借用する不動産※に発生したすべての財物 の 損 壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所</td></tr><tr><td>人格権侵害</td><td>次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体 の 障 害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体 の 拘 束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害</td></tr><tr><td>宣伝障害</td><td>商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。）、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</td></tr></table>		損害の種類	ご説明	損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。	身体 の 障 害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。	財物 の 損 壊	●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐欺、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。	施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体 の 障 害および財物 の 損 壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※お申込時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務	製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果※に起因するすべての身体 の 障 害および財物 の 損 壊をいいます。 ※お申込時にご指定された製造物および作業の結果	受託物危険	受託物※に発生したすべての財物 の 損 壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所の業務にかかる受託物	受託不動産危険	貴店が借用する不動産※に発生したすべての財物 の 損 壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所	人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体 の 障 害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体 の 拘 束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害	宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。）、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用				
損害の種類	ご説明																								
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。																								
身体 の 障 害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。																								
財物 の 損 壊	●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐欺、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。																								
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体 の 障 害および財物 の 損 壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※お申込時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務																								
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果※に起因するすべての身体 の 障 害および財物 の 損 壊をいいます。 ※お申込時にご指定された製造物および作業の結果																								
受託物危険	受託物※に発生したすべての財物 の 損 壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所の業務にかかる受託物																								
受託不動産危険	貴店が借用する不動産※に発生したすべての財物 の 損 壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所																								
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体 の 障 害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体 の 拘 束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害																								
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。）、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用																								
②損害防止費用（注2）	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。																								
③権利保全費用（注2）	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。																								
④争訟費用（注2）	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。																								
⑤協力費用（注2）	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴店がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。																								
⑥初期対応費用（注2）（注3）	事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用（事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など）をお支払いします。																								
⑦争訟対応費用（注2）（注3）	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用など																								
⑧見舞費用（注2）	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名あたり2万円限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。																								
⑨建具等修理費用保険金	貴店の借用する事業用の建物（注4）に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。																								

(注2) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注3) ⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

(注4) お申込時にご指定された事業所が借用のときはその事業所建物となります。

保険金をお支払いできない主な場合

<身体障害・財物の損壊に関する事由>

身体障害・財物の損壊に共通の事由

- 保険契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。)
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性

など

施設・業務遂行に関する固有の事由

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内での車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害

など

製造物・完成作業に関する固有の事由

- 故意または重過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊
- 【ご注意】次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。
 - ①製造物等自体に生じた損傷等が身体障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
 - ②貴店の製造物の欠陥が身体障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
 - ③貴店の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
- 身体障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

など

受託物に関する固有の事由

- 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐欺
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、腐敗、鼠喰い、虫喰いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。)
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒に酔った運転手または操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊

など

借用建物(受託不動産)に関する固有の事由

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。)
- 汚損、すり傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊

など

<人格権侵害・宣伝障害に関する事由>

- 被保険者の犯罪行為 ●採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害

など

<建具などの修理に関する事由>

- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、すり傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損害であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害

など

【ご注意】

- 個人情報を漏えいしたことによる賠償責任は対象となりません。